

講道學舎少年部 規約 / 平成20年度制定

第1条 「名称」 講道學舎少年部 (こうどうがくしゃしょうねんぶ) と称す。

第2条 「本部」 講道學舎(東京都世田谷区駒沢3-27-9)に置く。

第3条 「事務局」 〒154-0012
東京都世田谷区駒沢3-27-9
TEL03-6822-6504 担当 持田 圭子

第4条 「目的」 柔道の向上、健全な身体の育成及び精神修行を図るとともに、地域における柔道の普及、発展に努める。親をはじめ、多くの人へ感謝の気持ちを忘れない心優しい少年を育てる。

第5条 「対象」 小学生とする。

第6条 「入会」 入会に際しては、入会申込書・健康調査書・入会金(10,000円)を講道學舎少年部事務局に提出することとする。
兄弟での入会の場合、入会金を半額とする。3人兄弟の場合、3人目は入会金を免除する。

第7条 「会費」 会費にはついては、銀行振込での支払いとする。(保険料を含む)

| クラス | 月謝 |
|---------------|--------|
| 週2回以上コース | 7,000円 |
| 週1回(月4回)コース | 5,000円 |
| 練習生(練習は常時参加可) | 5,000円 |

(平成20年4月は月謝なしで、練習1回500円)

<練習生>

以下のような者を「練習生」と称する。

- 1、柔道経験が1年以上である。
- 2、全日本柔道連盟登録を行っている所属道場がある。
- 3、練習に参加する場合、所属道場の許可をとる。
- 4、試合出場の場合は登録道場からとする。
- 5、本塾からの試合参加は認めない。
- 6、講道學舎が認めた者。

第8条 「練習時間」 練習は講道学舎で行う。

| 曜日 | 時間 |
|-----|-------------|
| 火曜日 | 16:00～18:00 |
| 水曜日 | 16:00～17:30 |
| 金曜日 | 16:00～18:00 |
| 土曜日 | 10:00～12:00 |

土曜日の練習は、コースに関係なく自由参加の練習日として行う。日程は予定表もしくはホームページで確認すること。

第9条 「注意事項」

- 1、本塾は活動中の事故、怪我等はスポーツ安全保険の範囲以内とし、責任は一切負わない。
- 2、また、本塾の代表者及び指導員に対し損害賠償責任請求等をしない。
- 3、講道学舎内には、中高生の塾生及びスタッフの住まいがあるため、決められた場所以外は立ち入りを禁止する。
- 4、講道学舎内は、水分補給を目的とした飲みもの以外は飲食禁止とする。
- 5、講道学舎内は、全館禁煙とする。
- 6、講道学舎への車の駐車はできないため、車での来舎の際は近隣のコインパーキングを利用する。
- 7、本少年部は講道学舎への入門に関しては一切の関係を持たず、本塾から講道学舎への入門が優位になるわけではない。

補則 「申し込みについて」

入門申込書・健康調査書を記入の上、入会金と合わせ、上記の練習時間内に講道学舎まで持参下さい。

平成20年3月 制定